

2026 年 6 月 25 日

福井県大野市鯨掛第 20 号 1 番地 2
株式会社松屋アールアンドディ
代表取締役社長 CEO 後藤 秀隆

株式等売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に定める事前開示書類)

当社は、2026 年 6 月 25 日付で、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主であるオムロンヘルスケア株式会社（以下「オムロンヘルスケア」といいます。）から、会社法第 179 条第 1 項及び第 2 項に基づき、当社の株主（但し、オムロンヘルスケア及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をオムロンヘルスケアに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、当社の新株予約権者の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権（注 1）の全部（以下「本売渡新株予約権」といいます。）をオムロンヘルスケアに売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」と総称します。）する旨の通知を受けました。

当社は、かかる通知を受け、2026 年 6 月 25 日開催の当社取締役会において本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式等売渡請求に関する会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

（注 1）「本新株予約権」とは、2019 年 3 月 28 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回新株予約権（行使期間は 2021 年 3 月 29 日から 2029 年 3 月 28 日まで）をいいます。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 1 号）

名称：オムロンヘルスケア株式会社

住所：京都府向日市寺戸町九ノ坪 53 番地

2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）

（1）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び

当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）

オムロンヘルスケアは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき金 1,110 円を割当交付いたします。

- (3) 本新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

- ① 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号イ）
該当事項はありません。

- ② 本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号ロ及びハ）

オムロンヘルスケアは、本売渡新株予約権者に対して、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といい、本株式売渡対価と併せて「本株式等売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡新株予約権 1 個につき金 717,600 円を割当交付いたします。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2026 年 7 月 22 日

- (5) 本株式等売渡対価の支払いのための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

オムロンヘルスケアは、本株式等売渡対価を、オムロンヘルスケアが保有する手元現預金により支払うことを予定しております。

- (6) 本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式等売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による

配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式等売渡対価の交付についてオムロンヘルスケアが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対して本株式等売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式等売渡対価の総額の相当性に関する事項、本株式等売渡請求の承認に当たり本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

- (1) 本株式等売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

オムロンヘルスケアは、2026年5月19日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、2026年6月19日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の株券等20,732,655株（所有割合（注1）：95.88%）を所有するに至り、当社の会社法に定める特別支配株主となっております。

本株式等売渡請求は、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、オムロンヘルスケアが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社をオムロンヘルスケアの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と、本新株予約権売渡対価は、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）と、それぞれ同一の価格に設定されております。

（注1）「所有割合」とは、当社が2026年5月13日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（21,427,600株）に、同日現在残存し権利行使可能な本新株予約権（注2）252個の目的となる当社株式の数（201,600株）を加算した株式数（21,629,200株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（4,712株）を控除した株式数（21,624,488株）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注2）2026年3月31日現在残存する2019年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2021年3月29日から2029年3月28日まで）の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	2026年3月31日現在の個数（個）	目的となる当社株式の数（株）
----------	--------------------	----------------

第1回新株予約権	252	201,600
----------	-----	---------

当社は、2026年5月18日に公表いたしました「オムロンヘルスケア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（2）意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2025年12月15日開催の取締役会及び2026年5月18日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

（i）検討体制の構築の経緯

当社は、2025年4月頃よりオムロンヘルスケア及びオムロンヘルスケアの親会社であるオムロン株式会社（以下「オムロン」といい、オムロンヘルスケア及びオムロンを総称して、以下「オムロンヘルスケアら」といいます。）との間で、両者の強みを活かしたコスト競争力の強化を図る等、シナジーの最大化に向けた資本提携に関する継続的かつ友好的な協議を行っていたところ、2025年6月18日にオムロンヘルスケアから当社の完全子会社化を目的とした初期的な提案書を受領いたしました。なお、後藤秀隆氏は、2024年7月頃から、当社の戦略的パートナーに対する株式譲渡を含めて後藤秀隆氏の所有する当社株式の所有方針について検討を開始し、2025年6月中旬頃までに複数のプライベート・エクイティ・ファンドから同氏の所有する株式の譲受けについて初期的な打診を受けたとのことですが、同月18日、オムロンヘルスケアから当社に対する初期的な提案が行われたことを踏まえ、オムロンヘルスケア及び連結子会社25社及び持分法適用関連会社3社（以下「オムロンヘルスケアグループ」といいます。）は当社の主要事業であるメディカルヘルスケア事業における血圧計腕帯製品の主要な販売先であることやオムロンヘルスケアと当社との間に資本業務提携関係が存在し同事業に関する各種の協働を進めていること等を通じてオムロンヘルスケアらと当社との間で友好的な関係を築いてきていること、それらに伴うオムロンヘルスケアの当社に対する理解の深さ並びに当社の中長期での企業価値向上を見据えた戦略及び施策を有していること等の観点より、最も当社の企業価値向上に資すると評価したオムロンヘルスケアとの間で本格的に本取引について協議することとし、2025年6月下旬頃にオムロンヘルスケア以外の第三者から受けた初期的な打診については謝絶したとのことです。そして、当社は、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当しないものの、オムロンヘルスケアが当社をオムロンヘルスケアの完全子会社とすることを目的としており当社の少数株主に大きな影響を与えること、また、オムロンヘルスケアが、本応募合意株主（注1）との間で、本応募合意株主が所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする

本応募契約（注１）を締結しており、本応募合意株主と当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえて、本公開買付けの実施を決定するに至る当社の意思決定に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立した立場で、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

（注１）本公開買付けの実施にあたり、2025年12月15日付で、当社の創業者かつ代表取締役社長ＣＥＯであり当社の第５位株主である後藤秀隆氏（所有株式数：1,880,000株、所有割合：8.69%）、当社の主要株主であり第１位株主である後藤倫啓氏（所有株式数：3,600,000株、所有割合：16.65%）、当社の主要株主であり第１位株主である後藤匡啓氏（所有株式数：3,600,000株、所有割合：16.65%）及び創業者一族の資産管理会社であり当社の第４位株主であるゴトウホールディング株式会社（所有株式数：2,000,000株、所有割合：9.25%、以下「ゴトウホールディング」といい、後藤秀隆氏、後藤倫啓氏、後藤匡啓氏及びゴトウホールディングを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）（注２）との間で、公開買付け応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主が所有する当社株式の全て（11,080,000株、所有割合：51.24%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約の概要については、本意見表明プレスリリースの「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約（後藤倫啓氏・後藤匡啓氏）」及び「②本応募契約（ゴトウホールディング・後藤秀隆氏）」をご参照ください。

（注２）なお、後藤秀隆氏は、後藤秀隆氏が所有する当社株式1,880,000株のうち、614,000株（所有割合：2.84%）を、株式会社三菱ＵＦＪ銀行（以下「三菱ＵＦＪ銀行」といいます。）が後藤秀隆氏に対して有する貸金債権を被担保債権として、三菱ＵＦＪ銀行に担保（以下「本担保（後藤秀隆氏）」といいます。）として提供していたとのことです。後藤秀隆氏は、2026年5月7日付で、本担保（後藤秀隆氏）の解除を受けているとのことです。また、ゴトウホールディングは、ゴトウホールディングが所有する当社株式2,000,000株のうち、①590,000株（所有割合：2.73%）を、三菱ＵＦＪ銀行がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、三菱ＵＦＪ銀行に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（三菱ＵＦＪ銀行）」といいます。）として、②300,000株（所有割合：1.39%）を、越前信用金庫がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、越前信用金庫に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（越前信用金庫）」といいます。）として、③210,000株（所有割合：0.97%）を、株式会社北陸銀行がゴトウホールディングに対して有する貸金債権を被担保債権として、株式会社北陸銀行に担保（以下「本担保（ゴトウホールディング（株

式会社北陸銀行))」といい、本担保(ゴトウホールディング(三菱UFJ銀行))、本担保(ゴトウホールディング(越前信用金庫))及び本担保(ゴトウホールディング(株式会社北陸銀行))を総称して本担保(ゴトウホールディング)といいます。)として、提供していたとのことですが、ゴトウホールディングは、2026年4月21日から同年5月7日にかけて、本担保(ゴトウホールディング)の全ての解除を受けているとのこと。

具体的には、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社取締役会が本公開買付けに関連して設置した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)の委員並びにファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選定にあたり、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアら並びに本取引の成否からの独立性及び守秘義務の確認や十分な検討リソースを確保するための契約条件について慎重に検討を行った上で、2025年8月13日開催の取締役会における決議により、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアらから独立した錦見光弘氏(当社独立社外監査役)、佐々木豊氏(当社独立社外取締役)及び漆間圭吾氏(当社独立社外監査役)の3氏によって構成される本特別委員会を設置し、同日付で当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアら並びに本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアら並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業(以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。)を、本特別委員会の承認が得られることを条件として、選任いたしました。当社は、同日、本特別委員会において、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「②当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「④当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び適格性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、(ア)本取引を実施することの是非(本公開買付けについて当社取締役会が賛同すべきか否か、及び、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か)を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、並びに(イ)当社取締役会における本取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、当社取締役会に意見を述べること(なお、(ア)の検討に際しては、当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、当社の少数株主の利益を図る観点から、

取引条件の公正性及び手続の公正性について検討・判断するものとしております。)(以下(ア)及び(イ)を総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問いたしました。そして、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでないと判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないと判断した場合には、当社取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議しております。併せて、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i)当社が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含む。)、(ii)本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は当社が負担する。)、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含む。)すること、(iii)本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めること、(iv)当社及び連結子会社3社(瑪茨雅商貿(上海)有限公司、Matsuya R&D(Vietnam) Co., Ltd.、Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.)の計4社(以下「当社グループ」といいます。)の役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、(v)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与することを決議いたしました。

さらに、当社は、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「⑤当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を当社の社内に構築いたしました。

(ii) 検討・交渉の経緯

上記、「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制を構築した上で、当社は、野村證券から当社株式の価値算定結果に関する報告、オムロンヘルスケアとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所からは本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受けました。また、本特別委員会へは、随時、協議・交渉過程の報告を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等を受けており、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の公正性について慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、当社は、2025年9月29日、オムロンヘルスケアより本公開買付価格を950円(本意向表明書(下記に定義します。)提出日の前営業日である2025年9月26日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値779円に対して21.95%のプレ

ミアムを加えた価格)とする法的拘束力のない意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。))を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年10月10日、オムロンヘルスケアに対し、当該提案価格は、プレミアム水準において同種事案におけるプレミアム水準と照らして低く十分でないこと、また、当社からオムロンヘルスケアに対して開示を行った2026年3月期から2029年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。))を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される当社理論株価の算定レンジに照らして、当社の企業価値を十分に反映した価格とは考えられないことから、当社の少数株主にとって十分と言える水準ではないと考えている旨を回答いたしました。その後、当社は、2025年10月上旬から2025年11月下旬の期間にかけてオムロンヘルスケアによるデュー・ディリジェンスを受け入れた上で、さらにオムロンヘルスケアとの協議・交渉を継続いたしました。

その後、当社は、2025年11月21日、オムロンヘルスケアより、当社から開示を受けた本事業計画をはじめ、2025年10月上旬から同年11月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料(有価証券報告書などの公開情報に加え、各事業別の詳細といった非公開情報も含まれます。)等に基づいた当社の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、当社に対して、当社の2026年3月期の期末配当が無配であることを前提として、本公開買付価格を950円(当該提案日の前営業日である2025年11月20日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値807円に対して17.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値802円に対して18.45%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値779円に対して21.95%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値735円に対して29.25%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を受領いたしました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(737円)に本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(800株)を乗じた金額である589,600円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年11月21日、オムロンヘルスケアに対し、当該提案価格は、プレミアム水準において類似案件のプレミアム水準に照らして十分でない水準であること、及び当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして十分な水準とは言えず、また当社の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、当社の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答いたしました。

その後、当社は、2025年11月26日、当社及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、オムロンヘルスケアより、本公開買付価格を1,000円(当該提案日の前営業日である2025年11月25日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値803円に対して24.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値801円に対して24.84%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値782円に対して27.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値738

円に対して 35.50%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を受領いたしました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額 213 円との差額(787 円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式数(800 株)を乗じた金額である 629,600 円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 11 月 27 日、オムロンヘルスケアに対し、当該提案価格は、プレミアム水準において類似案件のプレミアム水準に照らして、依然として十分でない水準であること、及び当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券の DCF 法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また当社の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、当社の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答いたしました。

その後、当社は、2025 年 12 月 1 日、当社及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、オムロンヘルスケアより、本公開買付価格を 1,050 円(当該提案日の前営業日である 2025 年 11 月 28 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 849 円に対して 23.67%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 807 円に対して 30.11%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 788 円に対して 33.25%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 743 円に対して 41.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を受領いたしました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額 213 円との差額(837 円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式数(800 株)を乗じた金額である 669,600 円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 12 月 2 日、オムロンヘルスケアに対し、当該提案価格は、プレミアム水準において類似案件のプレミアム水準に照らして、依然として十分と言える水準でないこと、及び当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券の DCF 法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また当社の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、当社の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答いたしました。

その後、当社は、2025 年 12 月 4 日、当社及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、オムロンヘルスケアより、本公開買付価格を 1,070 円(当該提案日の前営業日である 2025 年 12 月 3 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 849 円に対して 26.03%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 815 円に対して 31.29%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 794 円に対して 34.76%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 748 円に対して 43.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする提案を受領いたしました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額 213 円との差額(857 円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社株式数(800 株)を乗じた金額である 685,600 円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 12 月 5 日、オムロンヘルスケアに対し、当該提案価格は、

プレミアム水準において類似案件のプレミアム水準に照らして、依然として十分と言える水準でないこと、及び当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券のDCF法による株式価値算定レンジに照らして、依然として十分な水準とは言えず、また当社の本源的価値を十分に反映した価格水準ではないことから、当社の少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと引き続き考えている旨を回答いたしました。

その後、当社は、2025年12月9日、当社及び本特別委員会からの上記回答を踏まえ、オムロンヘルスケアより、オムロンヘルスケアとして提案可能な最大限の価格かつ最終的な提案であるとして本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月8日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値864円に対して28.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値823円に対して34.87%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値800円に対して38.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値753円に対して47.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とする提案を受領いたしました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(897円)に本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(800株)を乗じた金額である717,600円とする旨の提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年12月10日、オムロンヘルスケアに対し、当該提案価格は、当社の少数株主に一定程度配慮された公開買付価格であるものの、少数株主の利益最大化の観点で、さらなる公開買付価格の引き上げを今一度要請する旨、具体的には本公開買付価格を1,150円とする最終提案を求める旨の提案を行いました。

その後、当社は、オムロンヘルスケアから2025年12月10日、上記のとおり本公開買付価格を1,150円とする最終提案を求める旨の当社及び本特別委員会からの要請を踏まえ、オムロンヘルスケアとして再度真摯に検討を行ったとのことですが、本公開買付価格のこれ以上の引き上げは困難であり、最大限譲歩した水準として改めて、本公開買付価格を1,110円（当該提案日の前営業日である2025年12月9日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値867円に対して28.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値826円に対して34.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値803円に対して38.23%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値754円に対して47.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額213円との差額(897円)に本新株予約権1個当たりの目的となる当社株式数(800株)を乗じた金額である717,600円とする旨の最終提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年12月12日、オムロンヘルスケアに対し、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡をいたしました。

本特別委員会は、本公開買付価格を含む本取引の諸条件及び意義について慎重に協議を重ねた結果、2025年12月12日に、(ア)当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応

募することを推奨する旨を決議するべきであるとする旨、及び（イ）当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨、また、本公開買付けが成立した後におけるオムロンヘルスケアによる当社の完全子会社化の決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書（以下「2025 年 12 月 12 日付答申書」といいます。）を当社に提出いたしました（2025 年 12 月 12 日付答申書の概要については、下記「（４）公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

（iii）判断の内容

以上の経緯の下、当社は、2025 年 12 月 15 日開催の取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに 2025 年 12 月 12 日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、以下の観点から、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

（ア）メディカルヘルスケア事業における新商品の開発による取引拡大及び新規事業への取組加速

オムロンヘルスケアは当社の主力事業である血圧計のキーデバイスである腕帯の主要な供給先であります。オムロンヘルスケアの完全子会社となることで、血圧計市場において新商品の開発を一体となって行うことが可能となるほか、当社のコスト削減能力を活かして競争力のある製品を市場に投入することで、オムロンヘルスケアの血圧計における市場シェアの更なる拡大を図り、ひいては当社の血圧計腕帯の供給量の増加につながるものと考えております。加えて、オムロンヘルスケアと当社の連携強化に伴い、意思決定が迅速化されることで、常に変化し得る顧客要求や市場変化に対して、これまで以上に臨機応変な対応が実現可能となり、より付加価値の高い製品を提供できるようになるものと考えております。

また、本取引を通じてオムロンヘルスケアが当社を完全子会社化することで、顧客基盤及び事業領域の拡大に関する共同検討がより円滑なものとなり、機動的かつ迅速に当社の事業領域を拡大することが可能になることから、当社の成長スピードは飛躍的に加速することが期待されます。具体的には、当社がこれまで十分に事業展開できていなかったメディカルヘルスケア事業における血圧計腕帯以外のディ

スポーザブル腕帯（注１）、次世代血圧計（注２）、リハビリロボット、ウェアラブルデバイスなど新しい取組においてオムロンヘルスケアのこれまでの医療機器分野でのノウハウを活かすことで、新しい事業への取組を加速することができるものと考えております。新たな市場へ参入することで、当社は製品開発・技術情報等の新しい知見を得ることができ、その結果当社が既にビジネス展開している事業領域においても、より顧客のニーズに適した様々な提案を行うことが可能になるものと考えております。

（注１）「ディスポーザブル腕帯」とは、院内感染対策に有効な使い捨てタイプの血圧測定用の腕帯のことを指します。

（注２）「次世代血圧計」とは、新しいセンサーやＡＩなどを駆使した血圧計のことを指します。

（イ）セイフティシステム事業における新たな自動機の開発力強化及びグローバル営業の拡大

当社のセイフティシステム事業において、安定的な受注の確保及び将来的な事業拡大のためには、自動化技術の向上、営業エリアの拡大、特に海外からの継続的な受注を生み出すグローバル展開が不可欠となります。オムロンヘルスケア及びそのグループ会社は当社が単独では開拓することが困難であったグローバル規模の事業拠点・販売ネットワーク及び幅広い製品での自動化ノウハウを有しており、今後当社はこれらの経営資源に容易にアクセスできるようになることから、オムロンヘルスケアグループの物的・人的リソースを活用することで、当社の縫製自動機をグローバルな販売チャネルへ迅速に組み込むことが可能になるものと考えております。さらに、お互いの自動化ノウハウを活かしてＡＩを活用したより高度な自動化ラインの開発、製造工程のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）（注３）化、システム開発、ロボットＳＩ（注４）の育成・人材派遣事業などに取り組むことで、新製品の開発による受注の増加（それに伴う売上高及び利益の増加）のメリットが期待されます。

（注３）「ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）」とは、経済産業省により 2020 年 11 月に策定され、2024 年 9 月に改訂された「デジタルガバナンス・コード 3.0」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」として定義されているものをいいます。

（注４）「ロボットＳＩ」とは、ロボットに関するシステムインテグレータを指し、ロボットをはじめとする自動化装置を扱うエキスパートのことをいいます。

す。

(ウ) オムロンブランドを活かした人財確保

当社においては事業の急速な拡大に伴い海外で活躍できるグローバル人財及びそれらを支える間接部門の人財確保が喫緊の課題となっております。一方、国内外での人手不足が深刻化しており、人財獲得競争は一層激化しているため、当社単独で優秀な人財を継続的に確保することは困難な環境にあります。そうした状況を踏まえ、ヘルスケア領域をはじめとするグローバルの労働市場において一定の評価を受けているオムロンヘルスケアグループの傘下となることにより、既に一般に広く認知されているグローバルでのオムロンのブランド力を活用して採用活動を強化していくことで、今後の成長に必要な人財を安定的に確保できると考えております。具体的には、ブランド認知度の向上による求職者への訴求力強化、新卒・中途の採用力向上及びグローバル人財の応募拡大が期待されます。その結果、当社の人財獲得におけるリスクを軽減することに加えて、グローバルへの事業展開を力強く後押しするものと考えております。

上記のシナジー創出に加えて、本取引を通じて当社株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となります。その結果、当該上場維持に係るコストや人的リソースを事業活動に集中させることで、上記に記載のとおり新たな事業展開や海外市場への進出といった、時間とコストを要する戦略にもリソースを再配分することが可能となります。

なお、当社株式の非公開化により、当社は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになります。しかしながら、当社の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、当社における人財採用面や当社の取引先・顧客への影響等で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも当社が上場廃止し、オムロンヘルスケアの完全子会社となった場合であっても、ブランド力等を失うわけではなく、デメリットは基本的にはないものと考えられることから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えております。もっとも、世界的に高い知名度を誇るオムロングループの一員になることで、より一層知名度・ブランド力や社会的な信用は高まるものと考えております。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は公正であり、本公開買付けは、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な当社株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 当社において、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立した本特別委員会の関与の下、オムロンヘルスケアとの間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること
- (b) 当社における独立した本特別委員会から取得した 2025 年 12 月 12 日付答申書において、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性は確保されると判断されていること
- (c) 下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「②当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている野村證券による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、また、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること
- (d) 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 910 円に対して 21.98%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 839 円に対して 32.30%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 811 円に対して 36.87%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 760 円に対して 46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、2020 年 1 月 1 日以降 2025 年 12 月 12 日までに公表し成立した国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例 67 件（以下「同種事案」といいます。）のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（46.06%）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.64%）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（52.54%）及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.65%））との比較において、いずれも参照期間の同種事案における各プレミアムを下回る数字ではあるものの、(i) 公表日の前営業日における終値に対するプレミアムについては、当社の直近の株価が上昇の基調にある中での数字であるために、同種事案と比較した場合多少なりとも低い率にとどまったものと言えること、(ii) 上記の過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、同種事案の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認

められること、(iii) 上記の公表日の前営業日、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各終値単純平均値に対するプレミアムが 40%未満の同種事案が、それぞれ 23 件（うち 12 件はプレミアムが 30%未満。）、22 件、18 件存在しており、本公開買付価格に付された上記のプレミアムは、これらの同種事案と比べて特に低い水準ではないこと、(iv) 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日までの当社株式の上場来最高値である 1,034 円（2020 年 11 月 27 日のザラ場。）に対して 7.35%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格には不合理でないプレミアムが付与されていると考えられること

- (e) 下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること

また、当社は、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記(a)乃至(e)の点等を踏まえ、本取引を通じて本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2025 年 12 月 15 日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議しておりました。

また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した特別委員会に対して、本特別委員会が 2025 年 12 月 12 日付で当社取締役会に行った答申内容に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。

そして、当社は、2026 年 1 月 22 日、オムロンヘルスケアより、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が 2026 年 1 月 22 日に完了した旨の連絡を受領し、2026 年 5 月 8 日、オムロンヘルスケアより、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が 2026 年 5 月 5 日に完了した旨の連絡を受領いたしました。その後、2026 年 5 月 12 日、オムロンヘルスケアより、2026 年 5 月 18 日までに、本取引の実行に必要な一定の前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。詳細は本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(1) 意見の内容」をご参照ください。）が充

足されることを前提に、本公開買付けを 2026 年 5 月 19 日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有いたしました。これを受けて、本特別委員会は、当社に対して、2025 年 12 月 15 日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025 年 12 月 15 日以後、2026 年 5 月 18 日までの事情を勘案しても 2025 年 12 月 12 日付で当社の取締役会に行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026 年 5 月 18 日に、委員全員の一致の決議により、当社取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の 2026 年 5 月 18 日付答申書を提出しました。

その上で、当社は、本特別委員会から提出された 2026 年 5 月 18 日付答申書の内容を最大限尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026 年 5 月 18 日現在においても、2025 年 12 月 15 日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断しました。

以上より、2026 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

上記の 2025 年 12 月 15 日開催の取締役会及び 2026 年 5 月 18 日開催の取締役会における決議の詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2026 年 6 月 16 日、オムロンヘルスケアより、本公開買付けの結果について、当社株式 17,567,455 株の応募があり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2026 年 6 月 19 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、オムロンヘルスケアが所有する当社株式の議決権所有割合は 95.88%となり、オムロンヘルスケアは当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、オムロンヘルスケアより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求を行う旨の通知を受領しました。

そして、当社はかかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、本日付の当社取締役会決議において、

(i) 本株式等売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、2025 年 12 月 15 日開催の取締役会及び 2026 年 5 月 18 日開催の取締役会において、本取引は

当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断の基礎となった事情に変動が生じたと認めるに足りる特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本株式等売渡対価は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格とそれぞれ同一の価格であること及び下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した2025年12月12日付答申書及び2026年5月18日付答申書においても、本取引に係る手続の公正性及び本取引の条件の妥当性が確保されているものと認められると判断されていること等に鑑みれば、本売渡株主及び本売渡新株予約権者にとって合理的な価格であり、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(iii) オムロンヘルスケアは、本株式等売渡対価を、オムロンヘルスケアが保有する手元現預金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、オムロンヘルスケアによる本株式等売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式等売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv) 本株式等売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益に配慮したものであり、本株式等売渡請求の条件等は適正であると判断し、オムロンヘルスケアからの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式等売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式等売渡対価は本公開買付価格及び本新株予約権買付価格とそれぞれ同一の価格であることから、当社は、本株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2026年7月16日まで整理銘柄に指定された後、2026年7月17日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式等売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本株式等売渡対価を本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格とそれぞれ同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2026年5月18日現在、当社はオムロンヘルスケアの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部がオムロンヘルスケアに直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）にも該当いたしません。

もっとも、オムロンヘルスケアが、本応募合意株主との間で、本応募合意株主が所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しており、本応募合意株主と当社の少数株主の利益が必ずしも一致しない可能性があるほか、オムロンヘルスケアが本取引を通じて当社をオムロンヘルスケアの完全子会社とすることを目的としていることから、オムロンヘルスケア及び当社は、本公開買付け価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、オムロンヘルスケアにおいて実施した措置については、オムロンヘルスケアから受けた説明に基づくものです。

（注1）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

① オムロンヘルスケアにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
(i) 当社株式

オムロンヘルスケアは、本公開買付け価格を決定するにあたり、オムロンヘルスケアグループ及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。みずほ証券は、オムロンヘルスケアグループ及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関してオムロンヘルスケアグループ及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、オムロンヘルスケアの親会社及び当社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を実施しておりますが、本公開買付けを含む本取引に関してオムロンヘルスケアグループ及び当社との利益相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を

含みます。)第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。)第70条の4の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、当社の株式価値の算定を行っているとのことです。オムロンヘルスケアは、当社の株式価値算定にあたり適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことです。オムロンヘルスケアは、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合にオムロンヘルスケアに相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券をオムロンヘルスケアのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。なお、オムロンヘルスケアは、オムロンヘルスケア及び当社において本公開買付けの公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置が実施されており当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、みずほ証券から本公開買付け価格がオムロンヘルスケアにとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

オムロンヘルスケアがみずほ証券から取得した当社の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(みずほ証券)」といいます。)において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法	: 760円から910円
類似企業比較法	: 809円から1,014円
D C F 法	: 833円から1,222円

市場株価基準法では、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値910円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値839円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値811円及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値760円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を760円から910円と算定しているとのことです。

類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を営む、メディカルヘルスケア関連及びセイフティシステム関連業界に属する上場会社4社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲

を 809 円から 1,014 円と算定しているとのことです。

D C F 法では、当社から提供を受けた本事業計画を基礎とし、直近までの業績の動向、オムロンヘルスケアが当社に対して 2025 年 10 月上旬から同年 11 月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、オムロンヘルスケアにおいて調整を行った当社の将来の収益予想に基づき、当社が 2026 年 3 月期第 2 四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 833 円から 1,222 円と算定しているとのことです。なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味していないとのことです。また、当該事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年 3 月期において生産能力増強を目的とした新工場建設や子会社における省人化投資、生産現場拡張投資の一過性の成長投資を見込んでいたため、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローが 59.8%減少することを見込んでおり、2027 年 3 月期においては、設備投資額が減少することを主因として、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローが 41.0%増加することを見込んでいるとのことです。

オムロンヘルスケアは、みずほ証券から取得した本株式価値算定書（みずほ証券）における当社の株式価値の算定結果に加え、2025 年 10 月上旬から同年 11 月下旬まで当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価の動向、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に 2025 年 12 月 15 日付の取締役会において本公開買付価格を 1,110 円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格である 1,110 円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 910 円に対して 21.98%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 839 円に対して 32.30%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 811 円に対して 36.87%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 760 円に対して 46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

また、本公開買付価格である 1,110 円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である 2026 年 5 月 15 日の当社株式の東京証券取引所グロース市場における終値 1,105 円に対して 0.45%のプレミアムを加えた金額となるとのことです。

（ii）本新株予約権

本新株予約権は、2025 年 12 月 15 日時点において、当社株式 1 株当たりの行使価額 213 円が本公開買付価格（1,110 円）を下回っており、かつ権利行使期間が到来して権利行使

条件を充足しているとのことです。そこで、オムロンヘルスケアは、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である 1,110 円と本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額(897 円)に本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数(800 株)を乗じた金額(717,600 円)とすることを決定したとのことです。また、本新株予約権は、新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されております。当社は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2025 年 12 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することによりオムロンヘルスケアに対して譲渡することについて承認する旨、並びに譲渡を希望する場合は、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をいたしました。

なお、オムロンヘルスケアは、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関から算定書や意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

(注) みずほ証券は、当社の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っていないとのことです。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による算定時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、オムロンヘルスケアの経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としているとのことです。また、当社及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。みずほ証券の算定は、2025 年 12 月 12 日までの上記情報を反映したものとのことです。

② 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及びオムロンヘルスケアとの関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式価値の算定を依頼し、2025 年 12 月 12 日付で本株式価値算定書(野村證券)を取得いたしました。なお、野村證券は、当社、本応募合意株主及びオムロンヘ

ルスクエアらの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置を踏まえると、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

なお、本取引に係る野村證券の報酬には、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。

（ii）当社株式に係る算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値を多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場していることから市場株価平均法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行いました。

野村證券によれば、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 760 円～910 円
DCF法	: 886 円～1,951 円

市場株価平均法においては、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日終値 910 円、直近 5 営業日の終値の単純平均値 884 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 839 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 811 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 760 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、760 円から 910 円と算定しております。

DCF法においては、本事業計画、当社の 2026 年 3 月期第 2 四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2025 年 10 月 1 日以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、さらに当社が保有する現金同等物等の価値を加算するなど財務上の一定の調整を行って、当社株式の株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 886 円から 1,951 円と算定しております。

野村證券がDCF法で算定の前提とした本事業計画においては、大幅な増減益を見込

んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 3 月期において生産能力増強を目的とした新工場建設や子会社における省人化投資、生産現場拡張投資の一過性の成長投資を見込んでいるため、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少（対前年比 57%減少）を見込んでおり、2027 年 3 月期においては、設備投資額が減少することを主因として、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加（対前年比 83%）を見込んでおります。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していません。

（注）野村證券は、当社株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び当社から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は 2025 年 12 月 12 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社取締役会が当社株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

（iii）本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権 1 個の目的となる当社株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されていることから、当社は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書を取得していません。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については当社取締役会の承認を要するものとされておりますが、当社は、2025 年 12 月 15 日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することによりオムロンヘルスケアに対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しております。

当社の取締役会は、2025 年 12 月 15 日開催の取締役会から 2026 年 5 月 18 日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（野村證券）に影響を与える前提事実に大きな変更は

ないと考えており、野村證券から受けた助言も踏まえ、本株式価値算定書（野村證券）は引き続き有効であると考えております。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、2025年8月13日に開催された取締役会における決議により、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立した錦見光弘氏（当社独立社外監査役）、佐々木豊氏（当社独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（当社独立社外監査役）の3氏から構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、林則栄氏（当社常勤監査役）は2025年6月26日の定時株主総会で常勤監査役を辞任しており、他に当社に独立役員は存在しないことから、本特別委員会は当該3氏から構成しております。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として錦見光弘氏が選定されております。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておられません。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、当社は取締役会における決議により、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。

また、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでないと判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないと判断した場合には、当社取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議しております。併せて、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 当社が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含む。）、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること、(iii) 本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めること、(iv) 当社グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、(v) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に関する権限を付与しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月13日より同年12月12日までの間に合計15回、合計約

11 時間にわたって開催されたほか、各会日間においても必要に応じて電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、野村證券及び森・濱田松本法律事務所について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認の上、それぞれ、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としても、必要に応じて、野村證券及び森・濱田松本法律事務所から専門的助言を受けることを確認しております。

その上で、本特別委員会は、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、当社が本事業計画をオムロンヘルスケアに開示するにあたって、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認いたしました。

また、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、オムロンヘルスケアに対し、質問事項を提示し、オムロンヘルスケアが本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、当社の事業に関する評価、本取引の諸条件、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面により質疑応答を実施するとともに、後藤秀隆氏に対しても、当社の経営状況及び経営課題、本取引を検討するに至った背景及び本取引の意義等についてインタビュー形式により質疑応答を実施いたしました。

さらに、上記「②当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券は、本事業計画を前提として当社株式の株式価値の算定を実施しておりますが、本特別委員会は、野村證券から、株式価値の算定結果とともに、当社の株式価値の算定方法、当該算定方法を選定した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認いたしました。

また、本特別委員会は、当社とオムロンヘルスケアとの交渉方針について、野村證券から意見を聴取した上で、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえ、オムロンヘルスケアからより高い価格を引き出すために、相互に独立した第三者間のM&Aで行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む交渉方針について審議・検討するとともに、2025年9月29日にオムロンヘルスケアより本公開買付価格を950円とする法的拘束力のない本意向表明書を受領して以降、本特別委員会がオムロンヘルスケアから本公開買付価格に関する提案を受領する都度、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえてオムロンヘルスケアに対する交渉方針を審議・検討し、オムロンヘルスケアとの間で本公開買付価格に関する交渉過程に実質的に関与いたしました。

(iii) 判断の内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、並

びに野村證券から受けた財務的見地からの助言及び2025年12月12日付で提出を受けた本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2025年12月12日付答申書を提出しております。

（a）答申内容

- ア． 当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議するべきであると考えます。
- イ． 当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付けが成立した後におけるオムロンヘルスケアによる当社の完全子会社化の決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

（b）答申理由

- ア． 諮問事項①（本取引を実施することの是非（本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否か）を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと。）

（ア）当社の企業価値の向上に資するか否か

- a. 当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題
- ・ 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（2）意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題に関して、本特別委員会としても同様の認識を有している。
 - ・ 上記の経営課題は、国際情勢の変化など、一過性とはいえない中長期的な事象を内容としており、その対応においては、抜本的かつ実効的な施策を迅速に遂行していくことが急務であると認められる。
 - ・ 当社は、縫製技術の自動化、省人化を図るとともに、縫製品においては、血圧計腕帯のほか、カーシート及びエアバッグの事業拡大を重点課題として企業価値の最大化に努めているが、上記のような激しく変化する国際情勢やそれに伴う抜本的かつ実効的な経営改革の必要性を踏まえると、当社単体で上場を維持したまま、かかる改

革に取り組むための実行力は必ずしも十分とはいえない。

b. 本取引のシナジーその他のメリット

- ・ 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」記載の当社の現在の事業環境及び経営課題に関するオムロンヘルスケアの認識については、本特別委員会としても同様の認識を有している。
- ・ 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断の内容」記載の当社が本取引を通じて創出することが可能と考えているシナジー及びメリットは、当社とオムロンヘルスケアのこれまでの関係性、当社の縫製技術や自動化設備と、オムロンヘルスケアのグローバル展開力・ブランド力を踏まえれば、いずれも本取引によるオムロンヘルスケアとの協働を通じて創出することが可能であると合理的と考えられるものといえる。

c. 本取引のデメリット

- ・ 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断の内容」記載のとおり、当社の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、当社における人財採用面や当社の取引先・顧客への影響等で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも当社が上場廃止し、オムロンヘルスケアの完全子会社となった場合であっても、ブランド力等を失うわけではなく、デメリットは基本的にはないものと考えられることから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えられる。加えて、上記に記載のとおり、世界的に高い知名度を誇るオムロングループの一員になることで、より一層知名度・ブランド力や社会的な信用は高まるものと考えられる。

d. 小括

- ・ 以上を踏まえると、本取引の目的に関する当社及びオムロンヘルスケアの認識は、本特別委員会としても合理的と考えるものであり、

本取引は当社グループ全体の企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理性を有すると認められる。

(イ) 取引条件の公正性

a. 独立した第三者算定機関による株式価値算定の結果

- ・ 上記「②当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 当社株式に係る算定の概要」記載のとおり、野村證券は、当社株式の株式価値の算定を行った。
- ・ 本特別委員会は、野村證券から、上記算定結果とともに、当社の株式価値の算定方法、当該算定方法を選択した理由、各算定方法の内容及び重要な前提条件、当社株式の株価推移及び出来高分析、最近の同種事例におけるプレミアムの水準等について説明を受け、その内容や当該算定の重要な前提について質疑応答を行った上で、その合理性を確認した。
- ・ 本特別委員会は、2025 年 9 月 4 日開催の特別委員会において、当社執行部から、本事業計画の内容、作成経緯並びに前提事実の説明を受け、森・濱田松本法律事務所及び野村證券の助言も踏まえ、本事業計画の内容、作成経緯及びその重要な前提の合理性について議論の上、本事業計画を承認しており、本株式価値算定書（野村證券）の前提となった本事業計画は、その前提条件、作成経緯及び当社の現状に照らして合理的であると認められる。
- ・ 以上のとおり、本株式価値算定書（野村證券）の算定内容は、合理的なものであると考えられる。

b. 交渉過程・価格決定プロセス

- ・ 当社及び本特別委員会は、2025 年 9 月 29 日付で、本公開買付けにおける本公開買付価格について 950 円とするオムロンヘルスケアの初回提案を受けた上で、野村證券による当社の株式価値の試算結果等の説明を踏まえ、質疑応答を行うとともに、野村證券の財務的観点からの助言及び森・濱田松本法律事務所の法的観点からの助言を踏まえて検討し、オムロンヘルスケアに対して計 6 回にわたり、価格の引上げを要請するとともに、オムロンヘルスケアの価格提案の前提等につき確認を求めた。
- ・ 当社及び本特別委員会は、複数回のオムロンヘルスケアとの交渉を経て、2025 年 12 月 12 日、本公開買付価格を 1,110 円とすることを応諾した。
- ・ 以上を踏まえれば、本公開買付価格については、公正な交渉過程の

結果によるものと評価できる。

c. 取引の方法の合理性

- ・ 本取引は、現金を対価とする公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）による二段階買収という方法が想定されている。
- ・ オムロンヘルスケアは、本公開買付けによりオムロンヘルスケアが当社株式の全て（オムロンヘルスケアが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除く。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、本スクイーズアウト手続を予定しているところ、本スクイーズアウト手続により少数株主に交付される金銭は、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同額となることが予定されている。よって、本取引の方法に不合理な点は認められない。

d. 本公開買付け価格の公正性

- ・ 以下の観点を踏まえれば、本公開買付け価格は公正な価格であると認められる。
- ・ 当社において、下記（ウ）に記載の本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立した本特別委員会の関与の下、本公開買付け価格を可能な限り高めるために、オムロンヘルスケアとの間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること。
- ・ 上記 a. に記載されている野村證券による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、また、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること。
- ・ 本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2025 年 12 月 12 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 910 円に対して 21.98%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 839 円に対して 32.30%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 811 円に対して 36.87%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 760 円に対して 46.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、同種事案のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（46.06%）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.64%）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（52.54%）及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値

に対するプレミアムの中央値（54.65%））との比較において、いずれも参照期間の同種事案における各プレミアムを下回る数字ではあるものの、（i）公表日の前営業日における終値に対するプレミアムについては、当社の直近の株価が上昇の基調にある中での数字であるために、同種事案と比較した場合多少なりとも低い率にとどまったものと言えること、（ii）上記の過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、同種事案の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること、（iii）上記の公表日の前営業日、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各終値単純平均値に対するプレミアム率が40%未満の同種事案が、それぞれ23件（うち12件はプレミアム率が30%未満。）、22件、18件存在しており、本公開買付価格に付された上記のプレミアムは、これらの同種事案と比べて特に低い水準ではないこと、（iv）本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年12月12日までの当社株式の上場来最高値である1,034円（2020年11月27日のザラ場。）に対して7.35%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格には不合理でないプレミアムが付与されていると考えられること。

- ・ 下記（ウ）に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が講じられており、少数株主利益が確保されていると認められること。

e. 本新株予約権買付価格の公正性

- ・ 本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記d.の点等を踏まえ、本取引を通じて本新株予約権者が享受すべき利益が確保された妥当な価格であるといえる。

f. 小括

- ・ 以上を踏まえると、当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性は確保されていると考えられる。

（ウ）手続の公正性

a. オムロンヘルスケアにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

- ・ 上記「①オムロンヘルスケアにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、オムロンヘルスケアは、オムロンヘルスケアグループ及び当社から独立した第三者算定機

関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書（みずほ証券）を取得したとのことである。

- b. 当社による独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
 - ・ 上記「②当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、当社は、オムロンヘルスケアから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券に当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 12 月 12 日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得した。
- c. 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
 - ・ 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、2025 年 8 月 13 日に開催された取締役会における決議により、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立した錦見光弘氏（当社独立社外監査役）、佐々木豊氏（当社独立社外取締役）及び漆間圭吾氏（当社独立社外監査役）の3氏から構成される本特別委員会を設置した。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として錦見光弘氏が選定された。
 - ・ その上で、当社は取締役会における決議により、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問した。
 - ・ また、本特別委員会への本諮問事項の諮問にあたり、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引を実施すべきでないと判断した場合、又は本取引の条件若しくは手続が公正ではないと判断した場合には、当社取締役会は、本取引の実施を承認しないことを決議した。併せて、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 当社が本取引に関して行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含む。）、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行

うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること、（iii）特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について説明を求めること、（iv）当社グループの役職員から、本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、（v）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項に関する権限を付与している。

- ・ したがって、本特別委員会は、独立した立場から少数株主の利益を保護すべく適正な構成とされているといえ、また、当社取締役会が、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を行う仕組みが担保されており、さらに、本特別委員会が有効に機能するために必要な権限等が付与されているものと考えられる。
- d. 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得
 - ・ 当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアらから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。
- e. 当社における独立した検討体制の構築
 - ・ 当社は、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアらから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を当社の社内に構築した。具体的には、当社は、2025年8月13日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するに際し、本取引に関する検討（当社株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含む。）を行うため、いずれも本応募合意株主及びオムロンヘルスケアらからの独立性が認められる当社の取締役である松川浩一氏及び当社の従業員2名により構成される独立チームを併せて設置し、現在に至るまでかかる取扱いを継続している。
- f. 利害関係を有する取締役の取締役会における審議・決議及び本取引の検討・交渉過程からの除外
 - ・ 当社の代表取締役社長CEO（兼社長執行役員）である後藤秀隆氏については、オムロンヘルスケアが同氏との間で本応募契約を締結

しており、当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、2025 年 12 月 15 日に開催予定の本公開買付けに対する意見表明を審議する当社取締役会についてもその審議及び決議に同氏を関与させない予定である。また、後藤秀隆氏は、当社の立場において、オムロンヘルスケアとの協議及び交渉にも一切参加していない。

g. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

- ・ オムロンヘルスケアは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日としているものの、本公開買付けの開始予定を公表した 2025 年 12 月 15 日から本公開買付けの開始予定である 2026 年 6 月下旬までの期間は約 6 ヶ月と長期にわたる予定であるため、当社の少数株主の本公開買付けに対する応募についての判断機会及びオムロンヘルスケア以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は適切に確保されていると考えられる。また、オムロンヘルスケアと当社は、当社がオムロンヘルスケア以外の者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていないとのことであり、このように、上記の期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていると認められる。

h. マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

- ・ オムロンヘルスケアは、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に相当する下限を設定しない予定とのことである。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限の設定は、オムロンヘルスケアと利害関係のない少数株主の意思を尊重して、その過半数が本公開買付価格に同意し、これを承認したという事実をもって、本公開買付価格の公正性を裏付けるという意義を有するとされる。他方、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限を設定すると公開買付けの成否を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるとされる。
- ・ 上記のとおり、本取引では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行っていかなくとも、本取引の公正性が否定されるも

のではないと考えられる。

- i. 適切な情報開示
 - ・ 各当事者は、それぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を得て適切な開示を行う予定である。
- j. 本スクイーズアウト手続の適法性・強圧性の排除
 - ・ 本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、本スクイーズアウト手続の適法性も確保されているといえる。
- k. 公正性を疑わせるその他の事情の不存在
 - ・ 以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社がオムロンヘルスケアより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。
- 1. 小括
 - ・ 以上の点を検討の上、本特別委員会は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するための手続として十分な公正性担保措置が実施されており、当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められると考える。

(エ) 結論

以上によれば、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられ、本取引の取引条件には公正性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められるため、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議すべきである。

- イ. 諮問事項②（当社取締役会における本取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、当社取締役会に意見を述べること。）

上記ア. のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられ、本取引の取引条件には公正性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められ、その他、当社の少数株主にとって不利益となるような事情も認められないため、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではなく、また、本公開買付けが成立した後におけるオムロンヘルスケアによる当社の完全子会社化の決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(iv) 2025 年 12 月 12 日付答申書提出後の検討の経緯及び判断内容

当社は、2025 年 12 月 15 日開催の当社取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2025 年 12 月 12 日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議をいたしました。

本特別委員会は、かかる取締役会決議を受け、2025 年 12 月 15 日以降も、当社から台湾及びベトナムの競争法令に基づく必要な手続の状況及びその進捗について電子メールや口頭でのやり取りを通じて報告及び情報共有を受け、対応方針の確認等を行いました。また、本特別委員会は、2025 年 12 月 15 日以降も計 4 回、合計約 3 時間にわたって開催され、これらの事項について共有を受けるとともに、2025 年 12 月 12 日付答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないかについて真摯に検討を重ねました。

そして、当社は、2026 年 1 月 22 日、オムロンヘルスケアより、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が 2026 年 1 月 22 日に完了した旨の連絡を受領し、2026 年 5 月 8 日、オムロンヘルスケアより、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が 2026 年 5 月 5 日に完了した旨の連絡を受領いたしました。その後、2026 年 5 月 12 日、オムロンヘルスケアより、2026 年 5 月 18 日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを 2026 年 5 月 19 日から開始したい旨の連絡を受領し、これを本特別委員会に共有いたしました。これを受けて、本特別委員会は、当社に対して、2025 年 12 月 15 日以後、本公開買付前提条件の充足状況及び本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2025 年 12 月 15 日以後、2026 年 5 月 18 日までの事情を勘案しても 2025 年 12 月 12 日付で当社の取締役会に行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2026 年 5 月 18 日に、委員全員の一致の決議により、当社取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の 2026 年 5 月 18 日付答申書を提出しました。

④ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関

する助言を含む法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、当社、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアらの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所の独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。また、森・濱田松本法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、本応募合意株主及びオムロンヘルスケアらから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うことができる体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2025年8月13日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するに際し、本取引に関する検討（当社株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）を行うため、いずれも本応募合意株主及びオムロンヘルスケアらからの独立性が認められる当社の取締役である松川浩一氏及び当社の従業員2名により構成される独立チームを併せて設置し、2026年5月18日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、2025年12月12日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2025年12月15日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役全員の一致（後藤秀隆氏を除く当社の取締役2名の全員一致）で、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新

株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

また、本公開買付けについては、本公開買付前提条件が充足された場合又はオムロンヘルスケアにより放棄された場合（なお、オムロンヘルスケアは、その任意の裁量により、本公開買付前提条件の全部又は一部を放棄できるとのことです。）に、本公開買付けを速やかに開始することが予定されており、同日時点、オムロンヘルスケアは、国外の関係当局における手続及び対応に要する期間を正確に予想することは困難であるものの、2026年6月下旬を目途に本公開買付けの開始を目指していたとのことです。このため、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、2025年12月12日付答申書の内容に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。

そして、当社は、2026年1月22日、オムロンヘルスケアより、台湾の競争法令上のクリアランスの取得が2026年1月22日に完了した旨の連絡を受領し、2026年5月8日、オムロンヘルスケアより、ベトナムの競争法令上のクリアランスの取得が2026年5月5日に完了した旨の連絡を受領いたしました。その後、2026年5月12日、オムロンヘルスケアより、2026年5月18日までに、本公開買付前提条件が充足されることを前提に、本公開買付けを2026年5月19日から開始したい旨の連絡を受領した後、2026年5月18日開催の当社取締役会において、本特別委員会から提出された2026年5月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2026年5月18日現在においても、2025年12月15日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役全員の一致（後藤秀隆氏を除く当社の取締役2名の全員一致）により、改めて本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしました。

上記の2026年5月18日開催の当社取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役社長CEO（兼社長執行役員）である後藤秀隆氏については、オムロンヘルスケアが同氏との間で本応募契約を締結しており、当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、オムロンヘルスケアとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

オムロンヘルスケアは、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、オムロンヘルスケアが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（オムロンヘルスケア及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、また、本新株予約権者（オムロンヘルスケアを除きます。）の皆様に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に本新株予約権者が所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、オムロンヘルスケアは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日と設定しているとのことですが、本公開買付けの開始予定を公表した 2025 年 12 月 15 日から本公開買付けの開始までの期間は約 5 ヶ月にわたるため、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断を行う機会が確保されているものと考えており、かかる機会が確保されていることをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 本株式等売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本株式等売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 2 号）

オムロンヘルスケアは、本株式等売渡対価を、同社が保有する手元現預金により支払うことを予定しており、本株式等売渡対価の支払いのための資金に相当する額の銀行預金を保有しているとのことであり、また、オムロンヘルスケアによれば、本株式等売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことから、当社として、オムロンヘルスケアによる本株式等売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式等売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 株式等売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 3 号）

本株式等売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式等売渡対価の交付についてオムロンヘルスケアが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対して本株式等売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本株式等売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以上